

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に行う月間として、平成16年度から児童虐待防止法の施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。

◎虐待かもしれないと思ったら…

児童虐待は早急な対応が必要です。児童虐待が見受けられた場合や児童虐待と疑われる場合には、すぐに相談（通告）してください。なお、相談（通告）をした人の情報は決して漏らしません。

※「通告」は「児童虐待の防止等に関する法律」によりすべての国民に義務として課せられています。

◎相談（通告）先

◇子育て健康推進課 家庭児童相談室 (☎ 47 - 1077)

◇米子児童相談所 (☎ 33 - 1471)

◎境港市要保護児童対策地域協議会

児童虐待を早期に発見し、対応するため、境港市要保護児童対策地域協議会を設置しています。この協議会は福祉、医療、教育、警察、人権擁護など各機関の代表者で構成されています。要保護児童に関する情報の共有や、課題・具体的な支援方法などを検討しています。

児童虐待の相談（通告）は、各構成機関でも受け付けています。

【構成機関】

◇米子児童相談所 ◇西部総合事務所福祉保健局 ◇境港市民生児童委員協議会 ◇NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取（CAPTA）西部支部 ◇児童家庭支援センター米子みその ◇保育所（園）、幼稚園 ◇小・中学校 ◇境高等学校 ◇境港総合技術高等学校 ◇県西部医師会 ◇県西部歯科医師会 ◇鳥取大学医学部附属病院 ◇境港警察署 ◇西部少年サポートセンター ◇鳥取地方法務局米子支局 ◇県弁護士会 ◇県司法書士会 ◇境港市教育委員会 ◇境港市福祉保健部（福祉課、長寿社会課、子育て健康推進課）

◎児童虐待防止啓発活動

境港市では、11月の児童虐待防止推進月間に先駆けて、10月28日（日）に境港市要保護児童対策地域協議会の構成員で、児童虐待防止啓発パレードや街頭キャンペーンを行いました。11月にも街頭キャンペーンを予定しています。

気づくのは あなたと地域の 心の目

◎児童相談所における児童虐待認定件数の推移

名称	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
全 国	33,408	34,472	37,343	40,639	42,662	44,210	56,384	59,862
鳥 取 県 内	136	99	75	47	86	68	49	63
米子児童相談所	51	57	43	25	39	34	25	28
境 港 市	12	11	8	5	8	1	4	3

※児童虐待は、都会のことではありません。

上記の虐待認定までには至らないケースも少なからずあります。

◎問い合わせ先

子育て健康推進課 家庭児童相談室

(☎ 47 - 1077)

～オレンジリボンキャンペーン～



児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを使用して民間・地方自治体・国が11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行い、児童虐待防止運動について広く知ってもらうためのキャンペーンです。

